

# 令和5年度 社会福祉法人水戸市社会福祉協議会 事業計画

## I 基本理念（定款第1条）

社会福祉法人水戸市社会福祉協議会（以下「本会」という。）は、水戸市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化並びに福祉サービス利用者の人格の尊重と能力に応じた地域生活支援により、地域福祉の増進を図ることを目的として事業を行います。

## II 基本方針（現状認識と事業の基本的な考え方）

令和2（2020）年初頭に始まった新型コロナウイルス感染症の世界的大流行は、感染抑制の取組による経済・社会活動の制限を長期化させ、生活様式や働き方にも大きな変化をもたらすとともに、地域福祉活動やボランティア活動等にも大きな影響を与え続けてきました。しかしながら、政府は、令和5（2023）年2月「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」において、感染症法上の位置づけ、マスク着用の考え方など新たな方向性を示し、感染拡大防止と社会経済活動の両立を図るウィズコロナに向けた政策の考え方への転換を図ったことにより、地域福祉活動やボランティア活動等は従来の形を取り戻しつつあります。水戸市及び本会としては、どのようなケースではマスク着用をすべきかなど組織としての方針を明示していく中で、混乱することなく適切な感染防止対策を講じていくことが求められてくることとなります。

当然のことながら、コロナ禍によって顕在化した生活・福祉課題への対応には、長期的な支援、つながりの再構築、社会資源の創出などが必要かつ不可欠な課題となっています。今後、人々の生活様式や考え方が変化していく中であって、どう乗り越え、社会の安全・安心をどう取り戻していくのか、福祉関係者による実効ある取組の継続が強く求められています。こうした中、令和5（2023）年4月こども家庭庁の設置により、子どもや若者を中心とした社会環境づくりが進められる予定であり、特に支援部門では、様々な困難を抱える子どもや家庭の支援のために、福祉、介護、医療等の連携を図ることとなっています。

今日、社会福祉協議会は、時代の変化に合わせた新たな戦略をもって経営を行いながら、地域共生社会の実現に向けた協働の中核を担う組織として、その役割と機能を発揮することが求められています。保健・医療・教育・司法関係者や企業、NPO等を含めた幅広く多様なネットワークをつくることによって、福祉の推進を図ることが本来の役割であることを再認識し、これまで積み重ねてきた実績と特性を活かしながら、新たな課題にスピード感をもって取り組んでいかなければなりません。また、近年多発する大規模な自然災害に対しては、行政を中心にして、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、福祉関係者等は、

発災時における支援や生活再建に向けた被災者支援のために、平常時から連携し、災害に備えることが必須となっています。

本会においても、誰もが住み慣れた地域の中で安心して暮らせる、「福祉のまち水戸」の実現に向けて、多様な主体が連携し、身近な困りごとを受け止め、支え合う地域づくりの取組を進めるとともに、高齢者、障害者、生活困窮者、子ども等福祉サービス利用者の人格、能力及び個性を尊重した地域生活支援を推進していきます。また、安定的かつ継続的に組織運営、事業展開を図るため、組織・財政・事業等の課題の明確化に基づく経営基盤強化への取組も推進していきます。

令和5年度は、最終年に入る「第3次水戸市地域福祉活動計画（福祉のまちづくり推進計画）」及び「第3次水戸市社会福祉協議会発展・強化計画」の取組評価を踏まえ、第4次計画（2024～2028年度）を策定します。引き続き、社会情勢や地域福祉を取り巻く状況をしっかり捉え、生活・福祉課題の解決に向けた資源を創出する「連携・協働の場」になることを目指すとともに、「ともに生きる豊かな地域社会」の実現に向けて、各部門における実施事業を重層的、包括的かつ効果的に取り組んでいきます。

### Ⅲ 重 点 目 標（法人及び各部門の目標）

- 1 一人一人が尊重される、誰もが安心して自分らしく暮らせる「福祉のまち水戸」の実現を目指します。（法人全体）
- 2 すべての役職員は、視点（「社協職員行動原則」「倫理綱領・行動規範」）の共有を図りながら、各部門に求められる知識・スキルの研鑽を深めるとともに、高潔な倫理を保持し、法令を遵守します。（法人経営部門）
- 3 誰もが支え合う新たな地域づくりを推進するために、本会支部を中心とした活動を進めるとともに、地域の各種団体との連携・協働による取組を広げ、地域のつながりの強化に努めます。（地域福祉部門）
- 4 市民の福祉意識の醸成を図るとともに、ボランティア活動の振興を図ります。（地域福祉部門）
- 5 相談支援に関する知識・スキルの向上及び関係機関とのパートナーシップの確立を推進し、地域住民のあらゆる生活・福祉課題を受け止め、相談・支援活動、権利擁護支援等に対応します。（相談支援・権利擁護部門）
- 6 施設・事業所の利用者及び家族等の意向を尊重し、必要に応じて意思決定支援ガイドライン（認知症高齢者／障害者）を取り入れながら個別支援を実践するとともに、障害者を対象とする福祉サービスについては「障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等」に対応し、生活の質の向上を目指した事業運営を行います。（介護・生活支援サービス／就労支援サービス部門）

## IV 実 施 事 業

### 1 法人経営部門〔法人運営・事業経営／社協事業全体のマネジメント業務〕

#### 【担当部署：総務企画課】

社会福祉法人制度改革に伴うガバナンス（統治方法）の強化、災害対応や不祥事防止等のためのリスク管理、人材確保・育成・定着を進めるための人事・労務管理、会計を通じて経営実態を把握し、業績評価と意思決定を行う財務管理等、法人の経営管理の重要性が増しています。法人経営部門は、庶務・経理といった総務部門だけではなく、事業全体の管理や総合的かつ計画的な事業執行といったマネジメント業務にあたります。

#### （１）理事会、評議員会、委員会等の役割強化

本会の組織運営をはじめ、事業計画・予算及び事業報告・決算等運営全般の審議を行うとともに、各機関間（理事会、評議員会、監査）の相互牽制機能の強化に努めます。

ア 理事会、評議員会、委員会の開催

イ 評議員選任・解任委員会の開催

ウ 監査

#### （２）第３次水戸市地域福祉活動計画（福祉のまちづくり推進計画）及び第３次水戸市社会福祉協議会発展・強化計画の推進

最終年となる第３次地域福祉活動計画を着実に実施しつつ、令和６年度からの第４次地域福祉活動計画策定に向けて、これまで実施してきた計画を評価・検証します。

#### （３）広報啓発事業

本会の各種事業や地域での福祉活動を広く市民に情報提供し、社会福祉への理解を図るため啓発を推進します。また、社会福祉活動に協力援助された方々を顕彰し、市民福祉の向上を図ります。

ア 第５４回水戸市社会福祉大会の開催（市補助事業） **【重点】**

社会福祉への理解を図るための啓発のひとつとして開催します。

イ 社会福祉功労者等の顕彰

社会福祉活動にすぐれた働きをした方及び社会福祉活動に協力援助した功績顕著な方に顕彰を行います。

ウ 様々な媒体を活用した積極的な広報活動

（ア） 広報紙「みんなのしあわせ」（年４回発行）を活用した情報提供

紙媒体の特性を活かした内容の充実を図り広報紙の編集発行を行います。

(イ) ホームページを活用した情報提供

インターネットでの広報活動は、ホームページを中心に発信し、常に新しく、有益な情報の提供を行うとともに、法令に基づく情報公開（現況報告書等）を進め、社会福祉法人としての説明責任を果たします。

(ウ) SNS・動画を活用した情報提供

迅速かつ広範囲な情報発信については、Facebook（フェイスブック）やTwitter（ツイッター）、Instagram（インスタグラム）、YouTube（ユーチューブ）を活用し、個人情報の取り扱いに留意しながら幅広い世代へ情報提供を行います。

エ みんなの福祉のまちづくり憲章の活用

市民の皆様に日頃から福祉への関心と福祉のまちづくりに目を向けていただくとともに、みんなの力で福祉のまち水戸を目指すため、地域のイベントや会議集会等で憲章の唱和を行い、福祉のまちづくり意識の高揚を図ります。

オ マスコットキャラクターの活用

常磐大学・常磐短期大学との包括連携協定を活かし、学生と共同で作したマスコットキャラクターを広報啓発活動に活用していきます。

(4) 「水戸市福祉ボランティア会館」の運営（市より指定管理）

水戸市の指定管理を受け、福祉ボランティア会館の部屋の貸出しや福祉ボランティア活動の事業推進を行います。

(5) 役職員研修会の開催及び参加【重点】

役職員の資質の向上を図るための研修を企画、開催するほか、関係団体が開催する研修会に積極的に参加します。

(6) 働き方改革への取り組み

職員が個々の事情に応じた多様で柔軟な働き方を自分で実現できるようにするため、長時間労働の是正、年次有給休暇の取得推進、非正規職員の処遇改善等に取り組みます。

(7) 事務処理の見直し

令和5年度実施されるインボイス制度に対応するとともに、さらなる電子化を促進し、事務の効率化、合理化を進めます。

(8) 第4次水戸市地域福祉活動計画（福祉のまちづくり推進計画）及び第4次水戸市社会福祉協議会発展・強化計画の策定【重点】

第4次水戸市地域福祉活動計画（福祉のまちづくり推進計画）及び第4

次水戸市社会福祉協議会発展・強化計画の策定に向けて、計画策定委員会を開催し、計画立案を進めます。

## 2 地域福祉部門〔地域福祉活動推進事業・ボランティア活動振興事業〕

【担当部署：地域福祉課】

新型コロナウイルスの発生から3年、コロナとの付き合い方も学びました。しかしながらコロナの影響は大変大きく、ひとり暮らし高齢者・高齢者世帯を孤立させる状況となり、ますます地域でのささえあい（互助）が求められています。地域福祉部門では、より身近なご近所のつながりを継続できるよう、本会支部を中心に、地域住民や地域組織団体等と連携を図り、日常生活圏での課題解決に取り組むとともに、自然災害に見舞われた場合も想定し、誰もがともに支えあう新たな地域づくりを推進します。また、新たなボランティアの育成及び現役ボランティアの活動支援を図っていきます。

### （1）水戸市社会福祉協議会会員会費募集【重点】

市民の皆様に会員会費による地域福祉活動を推進する本会事業に理解促進を図り、会員拡大、特に特別・賛助・団体会員の拡充に努めます。

### （2）水戸市社会福祉協議会支部活動の推進【重点】

ブロック支部長会の定期的な開催により、支部間の交流を促進し、地域の課題を共有することで、社協支部活動の活発化を図ります。また、小学校区ごとに「地域いきいきコミュニティトーク」を開催し、地域の強みから課題を抽出し、解決に向けた具体的行動へ繋がるよう支援します。

ア 支部長連絡協議会の運営

イ 支部活動費助成

ウ 新任支部長研修会・支部役員研修会の開催

エ 支部活動促進事業

オ 地域いきいきコミュニティトークの開催

### （3）生活支援体制整備事業（市より受託）【重点】

誰もがともに支えあう新たな地域づくりの推進を図るため、支部、地域住民、地域組織、行政、各種団体、企業等と連携し、地域課題を協議し、解決に向けた事業への取り組みを支援します。

### （4）地域福祉推進・敬老慶祝事業『「福寿のつどい」～出会い ふれあい ささえあい 感謝とともに～』（各地域主催団体と共催）【重点】

これまで、長く続けてきた「敬老会」を終了し、令和4年度から新たな地

域福祉推進・敬老慶祝事業を開催しています。福寿のつどいは、平均寿命の延伸、超高齢社会において、地域に目を向けるきっかけとなるよう、さらには、地域活動の一員としてご活躍いただくことを期待するとともに、多年にわたり社会にご尽力いただいたことに感謝と敬意を表し、長寿を祝う事業です。参加者が一堂に会し、懇談などを行うことで、外出と地域交流により、地域福祉の促進を期待します。

#### (5) 高齢者福祉関係

##### ア 第50回金婚祝賀会の開催（市と共催）

水戸市民会館を会場に、結婚50年を迎えるご夫妻を招待し、祝賀会を開催します。

##### イ 高齢者慶祝事業

満88歳を迎える方に対し、米寿の祝詞をお送りします。

##### ウ 愛の定期便事業（市より受託）

見守りが必要なひとり暮らしの高齢者に対し、近隣の協力者により、乳製品を配達しながら安否確認や孤独感の解消を図ります。

##### エ 高齢者クラブ事業補助(大会・作品展・芸能発表会)

水戸市の高齢者クラブが行う事業への補助を行います。

##### オ 「水戸市いきいき交流センター」の運営（8施設）（市より指定管理）

水戸市いきいき交流センター（柳堤荘・あかね荘・葉山荘・長者山荘・常澄・ふれしあ・あじさい・あかしあ）の施設管理運営を行います。

市内の60歳以上の高齢者に、地域の窓口としての開かれたセンター運営に努めます。生きがいのある生活を送っていただくため、各種教養講座等を開催し、介護予防事業や広く地域との連携を図れるような多世代交流事業や健康講座などを行います。また、令和5年10月からは、新たに子育て支援機能を併設した水戸市いきいき交流センターあかしあの運営を開始します。

(ア)各種教養講座 (イ)健康相談 (ウ)各センター教室講座作品展示及び発表会 (エ)陶芸窯の管理運営 (オ)研修室等の貸出 (カ)公衆浴場の運営 (キ)介護予防事業（健康講座等） (ク)いきいき交流センター売店の設置 (ケ)多世代交流事業 (コ)子育て支援拠点事業（あかしあ）

##### カ 水戸市高齢者生活支援サポーター養成研修事業（市より受託）

要支援者等の介護予防及び地域における自立した日常生活の支援を図

るため、掃除、洗濯、買い物支援などに係るサービス（「生活支援サービス」）の担い手（「高齢者生活支援サポーター」）を養成することを目的とした研修を行います。

キ 福祉台帳の整備

市内の援護を要するひとり暮らし高齢者等の現況確認を目的とした、福祉台帳の整備を行うとともに支部活動につなげます。

（６）児童・母子父子福祉関係

ア 交通遺児就学奨励金贈呈（県社協より受託）

小中学校及び高等学校を卒業する交通遺児に対して、就学奨励金を贈呈します。

イ 次世代人財育成推進事業補助

次世代の人材を育成する事業（「水戸市サブリーダーズ会（高校生会）」へ補助を行います。

ウ 生活困窮者支援事業補助【新規】

生活困窮者等を食の面から支援する事業を行う団体（子どもフードパントリー水戸実行委員会）へ補助を行います。

（７）障害者（児）福祉関係

ア ふれあいのひろば（ふれあいのひろば実行委員会主催）補助

イ 障害者機能回復訓練事業（水戸市障害者（児）福祉団体連合会主催）補助

ウ 肢体不自由児者野外訓練事業（水戸市肢体不自由児者父母の会主催）補助

エ 水戸市身体障害者スポーツ・レクリエーション大会（市・市障連と共催）

身体障害者がスポーツ・レクリエーションを通じて体力の増強を図るとともに、積極的な自立と友愛の輪を広める大会運営を行います。

オ 盲導犬等飼育管理補助

カ 愛パーク祭（水戸市総合福祉作業施設主催）補助【新規】

（８）福祉機器貸与事業

寄贈のあった福祉機器（車いす）を高齢者や身体に障害がある方などに短期的な貸与を行います。

（９）「心配ごと相談所」の運営

市民福祉の増進を図るため、日常生活のあらゆる心配ごとや悩みごとに応ずる相談所を開設します。

（１０）歳末たすけあい援護事業

共同募金運動の歳末たすけあい募金の配分金により、在宅で援護を必要

としている世帯及び歳末地域たすけあい事業への援護金の助成を行います。

(11) 地域福祉活動団体支援（地域福祉活動費）

地域福祉活動の推進を図るため、共同募金運動協力団体への支援を行います。

(12) ふれあいサロン・子育てサロン・多世代交流サロン助成

地域の人たちがお互いに支え合いながら生活することのできる仲間作りの場となる「ふれあいサロン（高齢者や障害者）」、「子育てサロン（子育て中の親など）」及び「多世代交流サロン（多世代交流事業）」の設置・運営を支援するとともに、運営費の助成を行います。

(13) 地域ささえあい活動助成事業

地域で暮らす住民同士のささえあい活動をとおして、共生社会を推進することを目的として実施される活動に対して運営を支援するとともに、運営費の助成を行います。

(14) 社会福祉関係団体等事業への参加協力及び補助

社会福祉を推進する団体が行う各種の事業などへの参加協力及び事業への補助を行います。

(15) 共同募金運動の協力【重点】

社会福祉法人茨城県共同募金会が行う「共同募金・歳末たすけあい募金」「テーマ型募金」運動に協力します。また、災害発生時には、「被災地義援金募金」に協力します。

(16) 水戸地区社会福祉法人連絡会の運営

社会福祉法人相互の情報提供と協力による、地域貢献活動推進のため連絡会の運営支援を行います。

(17) 「ボランティアセンター」の運営

住民のボランティア活動拠点となるボランティアセンターの運営を行います。

(18) ボランティア振興事業【重点】

ボランティアに関するニーズ把握・相談・広報啓発・情報提供やボランティア各種講座等の開催及び活動助成を行います。

ア ボランティア相談の開設

イ ボランティアセンター広報啓発事業

(ア) ボランティアセンターだより発行（年4回）

- (イ) ボランティア活動関連ホームページの更新
- (ウ) SNS (Facebook (フェイスブック) / Twitter (ツイッター) / Instagram (インスタグラム)) による情報発信
- ウ ボランティアサークル等研修会・連絡会の開催  
登録ボランティアサークル等への研修会と連絡会を開催します。
- エ ボランティア養成講座の開催
  - (ア) 夏休み親子チャレンジボランティア体験講座  
市内の小学生と保護者を対象にボランティアについて学びます。
  - (イ) こどもたちのボランティア活動推進講座「mitoこどもボランティア隊」  
市内の小学生が様々なボランティア活動を年間通して行います。
  - (ウ) 地域活動ボランティア養成講座  
福祉教育のひとつである、車いす体験やアイマスク体験、高齢者疑似体験を指導するボランティア活動（福祉体験指導ボランティア）を提案し、ボランティア活動に参加するきっかけづくりと生きがい、地域福祉活動参加の一助になる人材の育成を目的とする講座を開催します。
- オ 福祉体験教室・パソコン相談の開催及び福祉体験コーナーの設置
  - (ア) 手話体験教室
  - (イ) 点字体験教室
  - (ウ) 要約筆記体験教室
  - (エ) 福祉用具体験
  - (オ) パソコン相談
- カ 福祉活動機材等貸与事業  
綿菓子機・ポップコーン機・かき氷機・アイマスク、白杖・点字器・ミュージックベル等の福祉活動機材の貸与を行います。（一部有料）
- キ ボランティアサークル等活動費助成事業
  - (ア) ボランティアサークル活動助成
  - (イ) ボランティア活動保険助成
- ク 水戸市ボランティア連絡協議会の支援及び助成  
水戸市福祉ボランティア会館で開催されるボランティアまつりinミオス等、水戸市ボランティア連絡協議会活動を支援及び助成します。
- ケ ボランティアサークル活動パネル展の開催  
水戸市福祉ボランティア会館等を会場にボランティア体験月間（7月～8月）にボランティアサークルの活動を紹介するパネル展を開催します。

コ ボランティア活動保険及びボランティア行事保険加入促進

サ 物品の預託及び配分

シ 茨城県央ボランティア連絡会の参加協力

県央地区（水戸市・笠間市・小美玉市・茨城町・大洗町・城里町）のボランティア活動の振興を図り研修交流会等に参加します。

ス 障害者グループ外出支援事業【新規】

障害者のグループ活動を支援するため、障害者グループ外出支援奉仕員を派遣し、障害者の社会参加を促進します。

(19) 「災害ボランティアセンター」の運営

「いばらき型災害ボランティア運営支援システム（通称：アイボス）」を使った災害ボランティアセンターの設置運営が迅速かつ適切にできるよう、県社協と共催による実践訓練を行います。

### 3 相談支援・権利擁護部門【担当部署：相談支援課】

高齢者、障害者及び生活困窮者などからのあらゆる福祉相談の窓口として、相談者の立場に立って対応します。

(1) 「水戸市基幹相談支援センター」の運営（市より受託）【重点】

基幹相談支援センターを東部、西部に1か所ずつ設置し、地域における総合的な相談支援を行いつつ、中核的な役割を担う機関として、障害福祉サービス事業所や地域の相談機関との連携を図り、地域で暮らしやすいネットワークづくりに努めます。また、障害福祉サービスの利用方法の相談や、8050問題等の複合的な相談内容に対応できるよう、相談援助技術の向上に努めます。そのため、基幹相談支援センターの周知や関係機関との連携を引き続き実施するとともに、障害福祉分野以外の専門職員との関係構築に努め、研修会や事例検討会等で共同開催できるような企画を実施していきます。

(2) 「水戸地区障害者就業・生活支援センター」の運営

ア 雇用安定等事業（国より受託）

国（茨城労働局）から受託し、働きたいと就職を希望する方の相談及び在職者の職場巡回をし、職場定着支援や企業からの相談を行います。また、新規就職者を新型コロナウイルスの影響が出る以前の人数になるように支援していきます。就職してから1年未満対象者の就労定着支援は引き続き強化していきます。さらに、令和3年度から実施している地域の就労

支援力の底上げのために、企業や就労支援事業所とのネットワークを形成するための交流会を開催し、関係機関と連携しながら地域の就労支援力の向上を図ります。

イ 生活支援等事業（県より受託）

茨城県から受託し、一般就労しながら地域生活をしていくための相談と生活支援を行います。

（３）「生活困窮者自立相談支援室」の運営（市より受託）【重点】

生活困窮者自立支援法に基づき、「自立相談支援事業」、「住居確保給付金」、「就労準備支援事業」、「家計改善支援事業」、「子どもの学習・生活支援事業」を行います。

ア 生活困窮者自立相談支援事業

生活困窮者から広く相談を受け付け、必要な情報の提供や助言をするとともに支援の種類・内容等を記載した計画を作成し、就労支援及び本人の自立に向けた関係機関との連携により、適切な評価確認を行いながら包括的、継続的な支援を行います。

イ 住居確保給付金の相談、受付

離職・廃業等で所得が減少することで、現在の住宅への居住が困難になり就職を容易にするために住居確保が必要な者の相談、申請受付及び受給者への継続支援を行います。

ウ 就労準備支援事業【重点】

生活困窮者のうち、就労意欲、生活能力及び社会適応能力が低い等の就労に向けた課題を抱える者に対して、集中的かつ計画的な支援及び就労体験等を通じた訓練を行うことにより、就労意欲の喚起及び就労に必要な基礎能力の形成を図り、一般就労に繋げることを行います。

エ 家計改善支援事業【重点】

家計に課題を抱える生活困窮者の相談に応じ、家計状況を明らかにし、生活の再生に向けた意欲を引き出した上で専門的な助言を行います。

オ 生活困窮世帯子どもの学習・生活支援事業【重点】

貧困の連鎖を防止し、子どもが将来自立した生活ができるように、生活困窮世帯の児童生徒に対する学習支援や居場所づくりを行い、その設置運営、関係機関との連携及び保護者への情報提供、助言を行います。

（４）相談支援及び資金貸付事業

ア 生活福祉資金貸付事業（県社協より受託）

低所得者・障害者又は高齢者に対し、経済的自立及び社会参加の促進による安定した生活を目的として、資金の貸付と必要な相談支援を行います。

イ 貸付金償還督促業務の実施（同和対策福祉資金・生活つなぎ小口資金）  
貸付の未償還者への督促相談と償還に関する事務を行います。

ウ 生活福祉資金特例貸付債権管理事務事業（県社協より受託）【新規】

緊急小口資金等の特例貸付について、償還免除の承認を受けた方や償還が困難な方など、特に支援が必要と考えられる借受人に対して、自立相談支援機関との連携による訪問等のアウトリーチや相談支援の際の償還免除や償還猶予、少額返済の案内などのフォローアップ支援を行います。

（５）「権利擁護サポートセンター」の運営【重点】

権利擁護サポートセンターは、認知症、知的障害、精神障害などの理由により、判断能力に支援を要する方の権利を擁護するとともに、権利が損なわれないように相談に応じることにより、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように支援を行います。

ア 県央地域成年後見支援事業（広域中核機関を含む）（市より受託）

【重点】

連携中枢都市圏構想により、県央地域の市町村（水戸市、笠間市、ひたちなか市、那珂市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町、東海村）が連携し、関係機関を含め、権利擁護支援を目的とした地域連携ネットワークの構築を図ります。また、成年後見制度の普及啓発、相談支援、利用促進（法人としての成年後見人等受任を含む。）、後見人の支援、広域中核機関の共同設置・運営を行い、成年後見制度利用の拡充に努めます。

イ 日常生活自立支援事業（県社協より受託）

判断能力が不十分な方を対象に、福祉サービスの利用援助、日常的な金銭の出し入れ、生活に必要な利用料などの支払い手続きを行うとともに、年金手帳や預金通帳等の預かりを行います。

（６）「在宅福祉サービスセンター」の運営（自主事業）

指定居宅介護支援事業

加齢や疾病などで介護を必要とする方の相談を受け付け、介護保険認定申請等の手続きを代行します。介護保険を利用する介護の必要な方や家族の要望を尊重し、心身の状態や家庭の状況等を考慮しながら、住み慣れた地域で自立した生活を営むための介護サービス計画（ケアプラン）を作成し、支援

します。

新型コロナウイルスの影響による地域ニーズの変化を捉え、積極的に支援に取り組みます。また、特定事業所として地域における居宅介護支援事業所への貢献と、後進育成に取り組むとともに、研修への参加や他機関・多職種の助言などにより、マネジメントの質の向上を行います。

#### **4 介護・生活支援サービス部門【担当部署：生活支援課】**

高齢者、障害者、乳幼児を対象とした幅広い範囲の事業を実施するとともに、各分野の情報や支援内容を共有し人権を尊重した、より良いサービスの提供に努めます。

各事業とも新型コロナウイルス感染症対策を十分に行いながら、安全、安心なサービスを提供します。

##### **(1) 「水戸市身体障害者生活支援施設いこい」の運営**

(市より指定管理・指定障害者支援施設・指定障害福祉サービス)

主に身体障害者を対象とし、24時間体制で健康で充実した日常生活が送れるよう、入所支援、生活介護及び短期入所のサービスを提供します。

利用者の重度化、高齢化に伴うサービス内容の見直しを継続して行い、個々の充実した支援を実施します。

##### **(2) 「水戸市立開江老人ホーム」の運営（市より指定管理・養護老人ホーム）**

自治体からの措置により、比較的身辺自立のできる高齢者を対象に、生活支援、保健衛生、余暇活動等のサービスを24時間体制で提供します。

行事については、利用者が積極的に参加できるような内容の見直しを継続し、クラブ活動についても新型コロナウイルスが5類感染症への移行を考慮して再開を検討するとともに、重度化する利用者に適切な対応を行います。

##### **(3) 「水戸市福祉作業所むつみ」の運営**

(市より指定管理・指定障害者福祉サービス)

主に在宅の重度知的障害者を対象とし、生活介護事業では利用者一人ひとりの特性に応じた個別及び集団の支援を行います。また、自立訓練事業については、在宅の要支援者を訪問し通所支援に繋がるよう支援します。

重度の知的障害者と強度行動障害のある利用者への支援を充実するために、他機関との連携による強度行動障害に重点を置いた研修を重ねます。また、利用者の高齢化による新たな課題に対して支援方法の知識を深め、さ

らにきめ細かな個別支援を実施します。

(4) 「水戸市身体障害者福祉センターつどい」の運営

(市より指定管理・指定障害福祉サービス)

主に在宅の身体障害者を対象とし、生活介護事業では、介護とともに個別及び集団の活動を提供することにより、在宅生活の支援を行います。

福祉センター事業では、市内居住の障害者とその付添い家族を主な対象に、各種文化講座を開催します。また、福祉啓発活動として地域交流や福祉講演会などの事業を行います。

(5) 「水戸市身体障害者デイサービスセンターあかつか」の運営

(市より指定管理・指定障害福祉サービス)

主に在宅の身体障害者を対象とし、個々の障害に応じた送迎、入浴、給食等のサービス、機能訓練や行事等について個別支援計画に基づいた支援を行います。

利用者の状況・意向に沿った介護機器利用や機能訓練を進めます。また、活動を地域に発信して利用者の増員を図ります。

(6) 「水戸市老人デイサービスセンターあかつか」の運営

(市より指定管理・指定居宅サービス事業)

在宅の要支援・要介護高齢者を対象とし、必要に応じた介護と、送迎、入浴、給食等のサービス、集団及び個別機能訓練や季節に応じた行事など、本人のニーズに合わせた支援を行います。

質の高い安全安心な支援を提供できるよう、利用者の状況と意向を把握し、適切な個別介護計画を作成します。

また、活動を地域に発信して利用者の増員を図ります。

(7) 「一時預かり事業所あかつかスマイルキッズ」の運営（市の補助事業）

子育て世代を対象とし、保護者の安心な育児と児童の健全な育成を図るために未就学児の一時預かり保育を行い、併設する身体障害者・老人デイサービスセンター利用者との交流による共生型福祉事業を行います。

職員のスキルアップを図り、お子さんの年齢にあった質の高い保育を目指します。

また、活動を地域に発信して利用者の増員を図ります。

(8) 「水戸市障害者教養文化体育施設水戸サン・アビリティーズ」の運営

(市より指定管理)

障害のある方を対象とし、体育室・多目的室等の貸し出し及び健康増進

や交流を目的としたふれあい講座を開催します。

ふれあい講座の充実と、市民の皆様が利用しやすい運営を行います。

(9) 「介護保険認定調査室」の運営（市より受託）

指定市町村事務受託法人として、介護保険要介護認定区分の新規及び更新調査等を行います。

調査依頼に対して速やかに申請者等と連絡を取り、適切に調査ができるよう調整を行います。また、各調査員が均質な調査を行えるよう、研修等を通じた調査技術の向上を図ります。

(10) 「訪問サービス事業所みらい」の運営

（自主事業・指定障害福祉サービス）

在宅の障害者を対象とし、居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・移動支援及び福祉有償運送事業を行います。

登録ヘルパー増員によるサービス提供の強化と、安定した経営について取り組みます。

(11) 第35回愛パーク祭の開催（自主事業）

水戸市をはじめ近隣市町村の地域の皆様への感謝と、障害のある人々が主役として楽しむことのできるふれあいの場を目指して開催します。

新型コロナウイルスの影響下でも、利用者や地域の皆さまが安心して参加できる形態を検討します。

## 5 就労支援サービス部門【担当課：就労支援課】

利用者の工賃向上や一般就労の支援に努め、コロナ禍により減少した販売会に対しては、県・市の共同受発注センターとの連携を深め、売り上げの回復に取り組めます。利用者支援にあたっては、意思決定支援ガイドラインに沿った取り組みを進めます。

各事業とも新型コロナウイルス感染症対策を十分に行いながら、安全、安心なサービスを提供します。

(1) 「水戸市身体障害者就労支援施設のぞみ」の運営

（市より指定管理・指定障害福祉サービス）

主に身体障害者を対象とし、作業種目として、印刷・縫製・軽作業を行い、就労移行及び就労継続B型事業のサービスを提供します。

利用者の安定した利用と新規利用者獲得に繋がるよう、関係機関との連携や職員間の情報共有を密にし、個別支援の充実を図ります。

利用者の作業能力維持向上に努め、工賃の向上及び作業収益の向上に努めます。

(2) 「水戸市知的障害者就労支援施設はげみ」の運営

(市より指定管理・指定障害福祉サービス)

主に知的障害者を対象とし、作業種目として、クッキー・園芸・軽作業を行い、就労継続B型事業のサービスを提供します。

原材料費の高騰に対しては、経費及び原価計算を精査し、販売価格の見直しに取り組むとともに、新型コロナウイルスの影響下における製品の販売方法等を法人内事業所と連携して検討します。利用者の意思決定と参加意識、達成感に配慮した利用者支援を行います。

(3) 「水戸市知的障害者就労支援施設みのり」の運営

(市より指定管理・指定障害福祉サービス)

主に知的障害者を対象とし、作業種目として、パン・クッキー製造販売と清掃受託作業を行い、就労継続B型事業のサービスを提供します。

利用者の工賃額維持向上に向け作業量を確保するために、安定的・継続的な受注に努めます。

利用者の心身の変化に適切に対応し、安定した環境の中で活動できるように支援します。また、家族との連携を図り、利用者一人一人に沿った支援を行います。

(4) 「就労支援事業所水戸市リサイクルセンター」の運営

(市より受託・指定障害福祉サービス)

主に知的障害者を対象とし、空きビンの色選別作業を行い、就労移行及び就労継続A型事業のサービスを提供するとともに、職場適応援助員が、障害特性を踏まえた障害者の職場適応、職場定着を目的とした活動を行います。

就労しながら地域生活がスムーズに進むよう、関係機関と連携し、移動支援等の生活支援を本人の希望に沿って行います。社会貢献の一環として、就職した方々をボランティアとして施設で受け入れていきます。

(5) 「就労支援事業所あかつか」の運営

(市より受託・指定障害福祉サービス)

主に知的障害者を対象とし、水戸市福祉ボランティア会館の清掃や喫茶は一との運営、ごみ収集作業を行い、就労継続B型事業のサービスを提供します。

利用者の意思決定の尊重や障害特性、作業能力に合った作業内容の見直し

と，安全な環境づくりに努めます。また，職員の研修を充実させ，多様化する障害に適した利用者支援を行います。

(6) 知的障害者等生活訓練事業（市より受託）

主に知的障害者を対象にした余暇活動及び生活訓練を土曜日又は日曜日に行います。

自立と社会参加の促進を図るため，日常生活及び社会生活に必要な生活面での活動支援を行います。

※【新規】は新規事業，【重点】は重点事業を表します。